

VIII

実務対応報告案をもとに整理 仮想通貨の会計処理の ポイント

新日本有限責任監査法人
公認会計士 村田 貴広

はじめる

2017年12月6日に企業会計基準委員会(ASBJ)から実務対応報告公開草案53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」(以下、「仮想通貨取扱い案」という)が公表された(コメント募集期間は2018年2月6日まで)。仮想通貨取扱い案は公表日以後終了する事業年度および四半期会計期間からの早期適用を認めることが提案されており、本稿ではこの仮想通貨取扱い案を概観し、早期適用する場合に今3月決算で留意すべきポイントについて解説する。なお、文中意見に係る部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げます。また、仮想通貨取扱い案は本稿記載時点では公開草案であり、最終

仮想通貨取扱い案の公表の経緯

化される際には取扱いが変更される可能性がある点に留意されたい。

2016年に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律62号)により、「資金決済に関する法律」(平成21年法律59号(以下、「資金決済法」という))が改正された。改正された資金決済法では、仮想通貨が定義されたうえで、仮想通貨交換業者に対して登録制が新たに導入され、2017年4月1日の属する事業年度の翌事業年度より、仮想通貨交換業者に対しては、その財務諸表の内容について公認会計士または監査法人による財務諸表監査が義務づけられている

範囲

(資金決済法63の14③)。
これを受けて、ASBJでは、仮想通貨の会計処理および開示に関する当面の取扱いを明らかにすることを目的として審議を行い、今般、仮想通貨取扱い案が公表されたものである(仮想通貨取扱い案19項・20項)。

(1) 仮想通貨の範囲

仮想通貨取扱い案では仮想通貨とは資金決済法2条5項に規定する仮想通貨をいうとしており、また、仮想通貨取扱い案は、資金決済法に規定するすべての仮想通貨を対象とするとしている(仮想通貨取扱い案3項・4項(1))。なお、資金決済法2条5項に規定する仮想通貨とは図表1のとおりである。

(図表1) 資金決済法上の仮想通貨の範囲

1号仮想通貨	物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨および外国通貨ならびに通貨建資産を除く)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(資金決済法2⑤一)
2号仮想通貨	不特定の者を相手方として、1号仮想通貨と相互に交換を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨および外国通貨ならびに通貨建資産を除く)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(資金決済法2⑤二)

仮想通貨取扱い案において適用範囲を資金決済法上の仮想通貨としたのは、仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用が契機であったこと、および適用範囲を明確にすることが理由とされている(仮想通貨取扱い案25項)。また、資金決済法上の仮想通貨には、前払式支払手段発行者が発行するいわゆる「プリペイドカード」や、ポイント・サービス(財・サービスの販売金額の一定割合に応じてポイントを発行